

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間 への算入	年金額 への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部)	○
一部納付	○	○(一部)	○
納付猶予	○	×	○
未納	×	×	×

※未納のままにしておくと、障がいや死亡といった不慮の事故が発生した際の障害基礎年金・遺族年金や、将来の老齢基礎年金を受けられない場合があります

保険料納付猶予制度
対象 本人・配偶者の前年所得が一定の基準以下の50歳未満の人
猶予額 保険料の全額
 ※学生は利用できません
学生納付特例制度
対象 本人の所得が一定の基準以下の学生
猶予額 保険料の全額

付加年金制度
 自営業者などの第1号被保険者の人が、希望により通常の保険料に「月額400円」を追加して納付することで、将来の老齢基礎年金に加えて付加年金も受けられるようになります。
 付加年金の年間給付額は「付加保険料を納めた月数×200円」で計算されます。2年間受け取るだけで納めた保険料と同額になる、大変お得な制度です。

各種申請 保険年金課・鬼石総合支所住民サービス課
問い合わせ 保険年金課 ☎(02259)

広報撮影にご協力ください

イベントなどで市広報広聴係員が写真や映像を撮影します。これらは市の記録写真として保存するほか、広報紙など市の発行物やホームページなどで使用されます。

「藤岡市広報」と書かれた紫色の腕章をつけた担当職員がおじゃまして取材・撮影を行う際には、ご協力をお願いします。

イベントの写真は「広報ふじおか まちの話題」だけでなくホームページ「イベント写真館」にも掲載しているのでご覧ください。

イベント写真館

国民年金の第1号被保険者
 (毎月の保険料を納める人)が、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合には一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※制度を利用するには申請して承認される必要があります。申請は毎年必要で、本年度分の申請を受け付けています。なお、申請は過去2年分までさかのぼって行えます。

国民年金制度からのお知らせ
保険料の免除および猶予について・付加年金制度

※保険料が免除や猶予になった期間は、年金を受給するための資格期間に算入されませんが、受け取る年金額は減額されます(左上図)。年金額を増やしたい場合は10年以内であれば後から保険料を納めることができます

保険料免除制度
対象 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の人
免除額 所得額に応じ、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1が免除されます。ただし、一部免除を受けた場合、免除された残りの保険料を納入しないと未納と同じ扱いになります

失業による免除・猶予
 失業した時は所得があっても、雇用保険受給資格者証(写し)などの書類を添付し申請すれば免除もしくは猶予になる場合があります。

免除・猶予額 保険料の全額

国民健康保険と後期高齢者医療制度
 国民健康保険には、一カ月間にかかる医療費の支払いを一定額に抑えたり、入院時の食事を減額したりする制度があります。

この制度を利用するには「限度額認定証」の交付を受ける必要がありますので、入院の予定がある人や医療費が高額になる可能性のある人は事前に申請をしてください。

※「限度額認定証」がなくても上限額を超えた支払額は申請により後日支給されます
 ※年齢や所得などによって上限額は区分されます

対象 ▽国民健康保険に加入している70歳未満の人▽国民健康保険に加入している70歳74歳の人および後期高齢者医療制度に加入している人

区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
上位所得者	5万7,600円 (4万4,400円から変更)	8万100円+1%*1 ※①
一般	1万4,000円※② (1万2,000円から変更)	5万7,600円※① (4万4,400円から変更)
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ		1万5,000円

※1 上位所得者は医療費から26万7,000円を差し引いた額の1%が加算されます

※② 年間の上限額は14万4000円です

認定証の更新
 現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。更新は加入している医療制度により異なります。

国民健康保険の人
 8月以降も使用したい人は再度申請手続きが必要です。8月1日以降に申請手続きにきてください。

後期高齢者医療の人
 既に交付されている人は手続き不要です。7月中旬ごろに新しいものを郵送します。

※住民税課税世帯になるなど対象を外れた人は除きます
申請場所 保険年金課・鬼石総合支所住民サービス課
申請に必要な物 保険証・印鑑(スタンプ印不可)

問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険加入者Ⅱ国保係 ☎(02822)▽後期高齢者医療制度加入者Ⅱ医療年金係 ☎(02259)

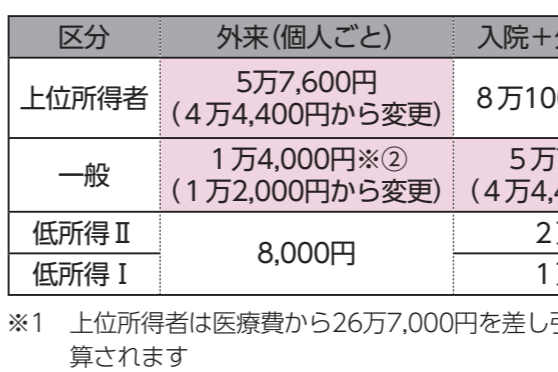
国民健康保険高齢受給者証および後期高齢者医療被保険者証の更新

現在交付されている国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です。8月から使用する新しいものを7月に郵送します。

国民健康保険高齢受給者証(白色)
 70歳74歳の国民健康保険加入者が対象です。世帯主宛てに7月下旬ごろ郵送します。

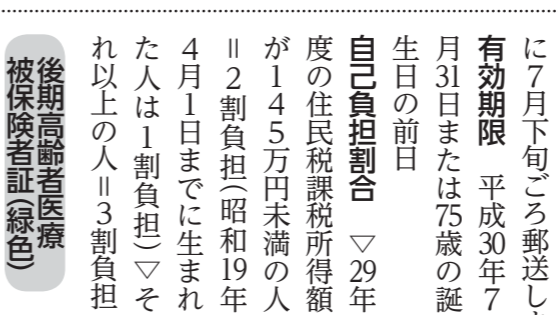
有効期限 平成30年7月31日または75歳の誕生日の前日
自己負担割合 ▽29年度の住民税課税所得額が145万円未満の人Ⅱ2割負担(昭和19年4月1日までに生まれた人は1割負担)▽それ以上の人Ⅲ3割負担

後期高齢者医療被保険者証(緑色)
 75歳以上の人と、障害認定を受けた65歳以上の人が対象です。黄緑色の封筒に入れて7



国民健康保険高齢受給者証
有効期限 平成30年7月31日
自己負担割合 ▽29年度の住民税課税所得額が145万円未満の人Ⅱ1割負担▽それ以上の人Ⅲ3割負担

問い合わせ 保険年金課▽高齢受給者証Ⅱ国保係 ☎(02822)▽後期高齢者医療被保険者証Ⅱ医療年金係 ☎(02259)



後期高齢者医療被保険者証
 国民健康保険高齢受給者証

藤岡市チャレンジウィーク
中学生に職場体験活動の場を

働くことの意義や感謝の心、地域社会の素晴らしさを学ばせてください。

地域の皆さん、今年も職場体験活動の場の提供にご協力をお願いします。

実施予定日 9月4日(月)～8日(金)
時間 午前9時～午後5時
体験者 中学2年生
体験内容 勤労生産活動・職場体験活動・福祉・ボランティア活動など

問い合わせ 学校教育課 ☎(028212)

国民健康保険高齢受給者証および後期高齢者医療被保険者証の更新

現在交付されている国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です。8月から使用する新しいものを7月に郵送します。

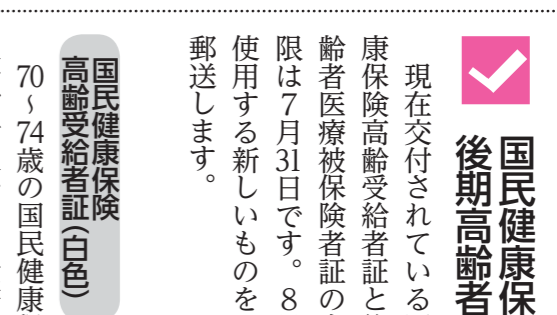
国民健康保険高齢受給者証(白色)
 70歳74歳の国民健康保険加入者が対象です。世帯主宛てに7月下旬ごろ郵送します。

有効期限 平成30年7月31日または75歳の誕生日の前日
自己負担割合 ▽29年度の住民税課税所得額が145万円未満の人Ⅱ2割負担(昭和19年4月1日までに生まれた人は1割負担)▽それ以上の人Ⅲ3割負担

後期高齢者医療被保険者証(緑色)
 75歳以上の人と、障害認定を受けた65歳以上の人が対象です。黄緑色の封筒に入れて7

国民健康保険高齢受給者証
有効期限 平成30年7月31日
自己負担割合 ▽29年度の住民税課税所得額が145万円未満の人Ⅱ1割負担▽それ以上の人Ⅲ3割負担

問い合わせ 保険年金課▽高齢受給者証Ⅱ国保係 ☎(02822)▽後期高齢者医療被保険者証Ⅱ医療年金係 ☎(02259)



後期高齢者医療被保険者証
 国民健康保険高齢受給者証